



別記第13号様式(第20条関係)

一般廃棄物 収集運搬業 許可証  
~~処分業~~

許可番号	北広環境指令第68号
営業所(処分業にあつては処理場)の所在地又は住所	北海道北広島市北の里41番地27
営業所(処分業にあつては処理場)の名称	環境開発工業株式会社
事業の区分	一般廃棄物収集運搬業
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物(家庭用廃パソコンに限る)
営業の区域	北広島市内
許可の有効期限	令和5年12月8日から令和7年12月7日
許可条件	関係法令を遵守し、適正に一般廃棄物の収集運搬業を行うこと

北広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第40条第2項の規定により、上記のとおり許可する。

令和5年11月28日

北広島市長 上野正三

